

上越市男女共同参画出前講座

利用団体等募集

ウイズじょうえつ(男女共同参画推進センター)では、上越市内の事業所や学校、町内会、市民団体などが主催する勉強会や研修会などに講師を派遣する「男女共同参画出前講座」を実施しています。ぜひご活用ください。

目的

社会のあらゆる分野において、固定的性別役割分担意識を解消し、男女が社会の対等な構成員として、互いの個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の実現に向け、職場や学校、地域における男女共同参画の推進を目的に実施します。

対象

上越市内の事業所、学校、町内会、市民団体 等

講座内容

裏面「男女共同参画出前講座プログラム」から選択してください。

開催日時

- ・申込者の希望に基づき調整します。
- ・実施時間は、おおむね午前 9 時から午後8時の間で、45 分程度から 2 時間以内とします。

実施会場

上越市内で、申込者が指定する場所（会場は申込者で手配してください）

※講座で使用する機材等は申込者からご用意いただきます(マイク等音響設備、ホワイトボード、プロジェクター等 …使用機材は講師との打合によります)。

市が負担する経費

講師に係る経費 …謝礼金、交通費(市の規定による)

※その他の経費(会場使用料等)は申込者の負担となります。

※市の年度毎の予算の範囲内で実施します。できるだけ早めにお申込みください。

申込方法

- ・「出前講座依頼書」に必要事項を記入して、ウイズじょうえつ(男女共同参画推進センター)へお持ちいただくか、郵送、ファクシミリまたは電子メール(d-sankaku@city.joetsu.lg.jp)で提出してください。
- ・申込は同一の年度につき、1団体1回とします。
- ・申込用紙(出前講座依頼書)は市主要施設に設置しているほか、市ホームページからダウンロードできます
<https://www.city.joetsu.niigata.jp/soshiki/danjo/danjo-demae.html>

申込・お問い合わせ

ウイズじょうえつ(男女共同参画推進センター)

〒943-0821

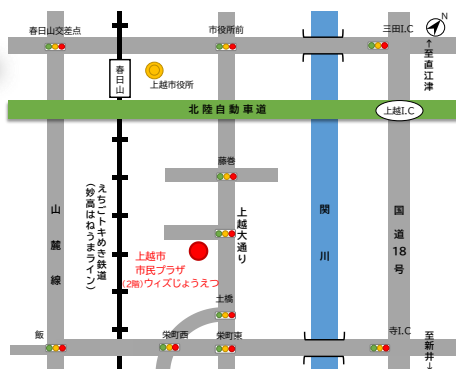
上越市土橋2554 上越市市民プラザ2階

電話:025-527-3624(直通)

FAX:025-522-8240

e-mail:d-sankaku@city.joetsu.lg.jp

ご利用いただける時間:平日 8:30~17:15



裏面もご覧ください

男女共同参画出前講座プログラム

No.	主な対象	プログラム名	内容	上越市第4次 男女共同参画基本計画 における重点目標
1	事業所 ①経営者・管理職等 ②一般社員等	ワーク・ライフ・ バランス、女性活 躍	仕事と生活の調和を図るために、企業や個人ができること、女性が活躍するために必要なこと等について考えます。	(1-2-1) 労働環境の見直しの推進とワーク・ライフ・バランスの実現 (1-3-1) 女性の能力発揮への支援
2	事業所 ①経営者・管理職等 ②一般社員等	ハラスメント防 止	セクシュアルハラスメントやパワーハラスメントなど、あらゆるハラスメントの防止について考え、誰もが働きやすい労働環境づくりについて考えます。	(1-2-1) 労働環境の見直しの推進とワーク・ライフ・バランスの実現 (2-1-1) 暴力根絶に向けた人権教育の推進及び啓発
3	事業所 町内会 市民団体	子育て、介護支 援	少子高齢化、核家族化が進む中、仕事と子育て・介護との両立など、男女共同参画の視点で企業や地域、個人ができることを考えます。	(1-2-2) 子育て、介護への支援の充実
4	学校 ①教職員、保護者 ②児童・生徒	デートDV防止	若いカップルの間で問題となっているデートDVとは何かを知り、お互いに尊重し合う大切さについて学びます。	(1-1-4) 子どもへの意識啓発の推進 (2-1-1) 暴力根絶に向けた人権教育の推進及び啓発
5	学校 ①教職員、保護者 ②児童・生徒	子どもへの暴力 防止	子どもたちを社会のあらゆる暴力から守るために、子どもたち自身ができること、周囲の大人ができることを学びます。	(1-1-4) 子どもへの意識啓発の推進 (2-1-1) 暴力根絶に向けた人権教育の推進及び啓発
6	学校 事業所 市民団体	リプロダクティ ブ・ヘルス/ライ ツ(性と生殖に関 する健康と権利)	性と生殖に関する健康と権利(生涯にわたり自分の身体について主体的に健康の保持増進と自己決定ができる権利)の基礎を学びます。	(1-2-4) 生涯を通じた女性の心と体の健康支援
7	町内会 市民団体	地域の男女共同 参画	性別により役割を固定する意識や慣行について考え、男女共同参画の視点に立った地域づくりの必要性を学びます。	(1-1-2) 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し
8	事業所 学校 町内会 市民団体	男女共同参画と 人権	・性別に関わりなくお互いの人権を尊重し、それぞれの個性や能力を発揮しながら、役割や責任を平等に担う社会の必要性など、男女共同参画についての基礎を学びます。 ・DVやストーカー、性暴力など、暴力は相手の人権を侵害する決して許されない行為です。あらゆる暴力防止のために、できることを考えます。	(1-1-1) 男女共同参画についての理解の促進と意識啓発 (2-1-1) 暴力根絶に向けた人権教育の推進及び啓発

全てのプログラムは、申込者の意向、参加者などを考慮し、内容を組み合わせるなど、アレンジすることが可能です。また、実施団体の行事に組み入れて開催することもできます。お気軽にご相談ください。

講座実施の流れ

	申込者	市(センター)	講師
① 出前講座依頼書の提出	○		
② 内容確認	○	○	
③ 会場確保	○		
④ 講師選定・依頼	○	○	
⑤ 内容打合せ(必要に応じ)	○	○	○
⑥ 講座の開催	○	○	○
⑦ アンケートの取りまとめ	○	○	
⑧ 報告書作成	○		

その他

- ・講座当日は、市(センター)職員が立ち会います
- ・講座の後、参加者からアンケートにご協力をお願いします。
アンケート用紙は、事前に送付します。
- ・申込者は講座終了後、報告書の作成をお願いします。